

# 高梁市地域公共交通会議事務局規程

平成21年8月19日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、高梁市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、高梁市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 交通会議の会議に関する事。
- (2) 交通会議の資料等作成に関する事。
- (3) 交通会議の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に必要な事項に関する事。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、高梁市市民生活部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、高梁市市民生活部市民環境課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、高梁市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、高梁市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月19日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
高梁市地域公共交通会議会長印		てん書 たて書	方21	会長名をもつて発する文書	1	事務局長